

県様式第13-1

特 定 販 売 の 概 要	特定販売の実施の有無	有 ・ 無	
	特定販売を行う際に使用する通信手段	電話 ・ FAX ・ インターネット（電子メール） ・ その他（ ）	
	特定販売を行う医薬品の区分	薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）※1・第1類医薬品 ・ 指定第2類医薬品 ・ 第2類医薬品（指定第2類医薬品を除く。） ・ 第3類医薬品	
	特定販売を行う時間		
	営業時間のうち特定販売のみを行う時間	有（時間： ） ・ 無	
	特定販売を行うことについての広告に、申請書に記載した薬局の名称と異なる名称を表示するときは、その名称	有（名称： ） ・ 無	
	インターネットを利用して広告を行う主たるホームページのアドレス※2	有*（アドレス： ） ・ 無	
		*パスワード：有（ ） ・ 無	
	主たるホームページの構成の概要※3	別紙のとおり	
	特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備（特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）	デジタルカメラ※4	有 ・ 無
パーソナルコンピューター及びインターネット回線※4		有 ・ 無 （メールアドレス： ）	
電話機及び電話回線※4		有 ・ 無 （電話番号： ）	

※1 薬局製剤製造販売業・製造業許可を受けている場合に限る。

※2 ・実際に医薬品の販売を行っているサイトのアドレスを記載すること。

- ・一つの薬局が複数のホームページを開設している場合には、それらの全ての主たるホームページアドレス又はそれら全てのホームページへのリンクをまとめたホームページのアドレスを記載すること。
- ・複数の薬局をまとめた代表のページを開設している場合は、代表のページではなく、各薬局のページのアドレスを記載すること。

※3 ・カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、その概要がわかる資料を提出すること。

- ・一つの薬局が複数のホームページを開設している場合には、それらの全てについて関連する資料を提出すること。

※4 これらの設備と同等の機能を有するものでも可（例：スマートフォン、カメラ付携帯電話等）